

主要施策の展開

1 安全・安心な水産物の安定的供給

(1) 安全で安心できる水産物の提供

食の安全に対する消費者の関心が高まるなか、15年7月に「食品安全基本法」が制定されました。県では16年3月に、「福岡県食の安全対策基本方針」を策定し、生産から消費に至る基本的な考え方や施策の方向性を示し、一貫した安全対策を総合的に推進しています。

鮮度保持や衛生管理の徹底への支援

消費者に安全で新鮮な水産物を提供できるよう、漁協などでは漁獲物の鮮度保持に必要な保冷車や製氷施設、活魚水槽などを整備するとともに、漁獲物の衛生管理に必要な紫外線海水殺菌装置やノリ異物除去機などの整備を進めています。県では衛生管理の徹底を指導するとともに、衛生管理に必要な施設の整備に対し支援を行っています。

また、安全な水産物を提供するため、有害プランクトンによる二枚貝の毒化について随時調査し、毒化時には直ちに出荷規制が行えるような指導体制を整えています。なお、19年度は毒化事例は発生していません。



保冷車（新宮相島漁協）

水産物の適正な表示

県では消費者が安心して水産物を購入できるよう、小売店への巡回指導等を実施し、JAS法に基づく水産物の適正な表示の徹底と制度の周知に努めています。また、「福岡県食品表示110番」や「福岡県食品表示監視員」を設置し、広く県民のみなさんから情報の提供を受けるとともに、表示が十分でない店舗に対しては、その是正を指導しています。

なお、20年度からは第一次産品の表示指導業務を一元的に所管する専門部署（農林水産物安全課）が設置されました。

今後、この部署が中心となって、農林水産物全般について、より効率的できめ細かな適性表示の指導に取り組んでいきます。

名称	辛子めんたいこ
原材料名	すけとうだらの卵巣（ロシア産）、魚介類調味液（醤油、みりん、かつおエキス、〇〇、〇〇）、食塩、唐辛子、調味液（アミノ酸等）、発色剤（亜硝酸Na）、着色料（赤102）
内容量	200g
賞味期限	表面に記載
保存方法	10℃以下で保存して下さい。
製造者	株式会社〇〇 福岡県〇〇市△△

辛子めんたいこの表示例

## 主要施策の展開

### (2) 多様な流通チャンネルへの対応

水産物流通経路は市場流通と市場外流通に分けられます。県では流通量の約8割を占める卸売市場の適正配置を図る一方、水産物の直販所など消費者ニーズに合った市場外流通を併せて推進しています。

#### 卸売市場

現在、県内には福岡市、北九州市、久留米市に3つの中央卸売市場が、また、各地に14の地方卸売市場及び小規模卸売市場が配置されています。

県では、市場における生鮮食料品等の流通の円滑化を図るため、17年度に「第8次福岡県卸売市場整備計画」を策定し、市場の適正配置に努めています。



地方卸売市場におけるセリの様子

#### 生産者による直接販売

近年、生産者の顔が見える水産物に対する消費者の要望が強まっており、地元で獲れた新鮮な魚が並ぶ直販所の役割が重要になっています。また、生産者にとっても、直販所は、少量の魚でも販売できることや、流通コストが削減できることなどのメリットがあります。

このようなことから、福岡市や北九州市など大都市圏の近郊には、都市消費者をターゲットに、「JF系島志摩の四季」をはじめとして、「汐入の里」、「福ふくの里」など多くの直販所が整備され、いずれも多くのお客さんでにぎわっています。

そのほか、朝市やカキの直販所など各地域で独自の販売活動が積極的に展開されています。

生産者による直接販売は、所得向上や地域活性化などの効果に加え、消費者が水産物を実際に見て、さわって、調理して食べる機会を増やすことにより、日本の伝統文化である魚食文化を守っていくという役割も期待されています。

県では引き続き、直売所の整備など生産者による直接販売の取組に対して支援を行っていきます。

資料編に県内産地直販所、朝市の一覧を載せています。



カキ小屋（福岡市漁協唐泊支所）



汐入の里（北九州市若松区）

## 主要施策の展開

### 県産水産物のブランド化

ブランド化は生産者の所得向上を目指す重要な取組にとどまらず、生産地の知名度アップや観光客の増加をもたらし、地域おこしにも貢献するものです。県ではブランド水産物の開発や育成、PR活動に対する支援や広報を行っています。

商標法の一部改正により、18年4月から「地域名+商品名」が商標登録できる制度が創設されたことを受け、県では、この制度を活用したブランド化の推進にも取り組んでいきます。

豊前海一粒かき  
天神中央公園  
キャンペーン



福岡のり  
知事表敬訪問



有明海産アサリ  
販促イベント



福岡県  
農林水産まつり

### 食育の推進

県では食育基本法に基づいて、18年3月に「ふくおかの食と農推進基本指針」を策定し、食育に関する施策を総合的に推進しています。その一環として、糸島地区や宗像地区などでは学校給食を通じて地元水産物に対する理解を深める活動を展開しています。

また、親子連れを対象に県内各地で開催された絵巻寿司教室には、福岡のりや県産米を提供し、農産物とあわせて地産地消の取り組みを進めています。

### (3) 水産物に関する情報発信

県産水産物への理解と消費を促進するため、「ふくおかおさかなマップ」を作成し、消費者に朝市や夕市、直売所の情報を提供しています。また、水産海洋技術センターのホームページ「ふくおか・シーネット」を通して、ブランド情報、水産加工情報、直販所・朝市情報、旬の情報等を全国に発信しています。

<http://www.sea-net.pref.fukuoka.jp>

## 2 持続的利用を可能にする資源づくり

### (1) 漁場環境の保全と漁場づくり

持続的に水産資源を利用するためには、生産の場となる漁場の環境保全や漁場づくりが必要です。県では、漁場環境の監視や、生産力の低下している漁場の機能回復等の漁場環境の保全に取り組んでいます。また、魚を集め、操業の効率化を図る魚礁、魚介類のすむ場所や餌場となる増殖場などの漁場づくりに取り組んでいます。

#### 漁場環境の保全

##### 漁場環境の調査

水質調査や赤潮調査を行い漁場環境の監視に努めるとともに、水温や赤潮発生状況などの漁場環境情報を水産海洋技術センターのホームページ等で迅速に漁業者に提供し、漁業生産の向上や漁業被害の防止・軽減を図っています。



漁場環境調査の様子

##### 漁場の保全

底質の改善により干潟や浅海域の漁場としての機能を回復させるため、福岡湾、有明海、豊前海で覆砂事業を実施しています。各海区とも貧酸素水塊の発生が抑制され、特に有明海では覆砂漁場にアサリが大量に発生するなどの効果が表れています。

また、アサリなど二枚貝への食害を及ぼすナルトビエイや小型底びき網などの操業に支障を与えるゴミなど有害生物の分布・生態調査を行うとともに、漁業者が行う駆除実証事業を支援しています。

一方、山林からは河川を通じて多くの栄養分が海に供給されています。その山林を守るため漁業者が行う植樹活動に対して支援を行っています。

さらに、内水面では、生態系への影響が懸念されるブラックバス、ブルーギル等の外来魚対策として、内水面漁連が釣り大会を実施するほか、漁業者自らも駆除活動に取り組んでいます。県ではこれら漁業者の取り組みを支援するとともに、ポスター掲示等による外来魚の放流禁止の普及・啓発を行っています。

そのほか、漁村における雑排水を処理する浄化施設の整備などを進めることにより、水質の保全にも努めています。



植林活動の様子（九州北部三県みんな  
森林・森づくりin Fukuoka）

## 主要施策の展開

### 漁場の清掃

漁場の清掃活動と周辺住民への啓発活動を目的として、県や漁業関係者で漁場クリーンアップ事業を実施しています。有明海では沿岸4県が協力して、筑前海・豊前海でも漁協青壮年部が中心となって海岸の清掃活動を行っています。また、内水面でも漁協や内水面漁連が河川清掃に取り組んでおり、県ではこれらの活動を支援しています。

また、県・沿海市町村・漁業者代表・系統団体が構成される「福岡県海と渚環境美化推進協議会」を推進母体として、都市生活者に海浜美化についての啓発事業を行うなど沿岸環境の美化にも取り組んでいます。

### 魚礁の設置

県は、魚礁を設置し、本県海域に多くの魚を集め、また、マアジやマダイなど沖合域を通過する回遊性魚類を本県海域へ誘導・滞留させることで、新たな漁場の形成や操業の効率化を図っています。

19年度は福岡市玄界島、志賀島地先、志摩町野北地先、宗像市地先、福岡市沖合、二丈町沖合に魚礁を設置しました。



魚礁の設置工事

### 増殖場の造成、漁場生産力の向上

魚介類の生育に適したすみ場や餌場を造成し、漁場生産力の向上や、水産資源の増大を図るために覆砂や投石、構造物の設置を行っています。

19年度は増殖礁の設置や投石により、筑前海ではヒラメ（北九州・遠賀地先）、アワビ・サザエ・ウニ（北九州市脇田地先）、豊前海区では、メバル・カサゴ（北九州市恒見沖）の増殖場を造成しました。

また、覆砂により筑前海、豊前海、有明海で、魚類、貝類（アサリ、タイラギ、サルボウ）、クルマエビ等の漁場・増殖場を造成しました。



増殖礁に集まる魚の群れ

## 主要施策の展開

### (2) 資源管理型漁業の推進

水産資源は再生産機能を持っており、小さな魚を逃がしたり、産卵期の親魚を保護する

## 主要施策の展開

### (3) 栽培漁業の推進

栽培漁業とは、人工的に育てた有用な魚類や貝類などの種苗(稚魚)を海や川へ放流し、自然の中で大きく成長させてから漁獲することをいいます。

本県で栽培漁業の対象となっている種は、アワビ、クルマエビ、ガザミ、ヨシエビ、アカウニ、アユで、いずれも福岡県栽培漁業公社で生産されています。

生産された種苗は県内の漁業者へ有償で配布され、クルマエビなどでは、漁業者が主体となって放流に適したサイズまで中間育成されたのち、放流しています。

#### アワビ

クロアワビは、病害のため全国的に種苗生産が困難な種類ですが、県では、防疫技術の確立と高密度飼育技術の開発により、健全な大型種苗(殻長30、40mm)を生産しています。大型種苗は中間育成の必要がなく、放流効果も高いので漁業者に好評です。

#### クルマエビ・ガザミ・ヨシエビ

クルマエビについては、県下全海区(筑前海、豊前海、有明海)で、体長約15mmの種苗を約30~40mmまで陸上水槽などで中間育成したのち、放流しています。特に、有明海では、15年度から沿岸4県で共同放流事業にも取り組んでいます。



クルマエビ種苗

ガザミについては、県下全海区で甲幅約5mmの種苗を約10mmまで中間育成し放流しています。

ヨシエビについては、筑前海と豊前海で体長約15mmの種苗を約30mmまで中間育成したのち、放流しています。

#### アカウニ

アカウニは、アワビに続く筑前海区の重要な磯根資源です。種苗は10mmと20mmの2種類のサイズを配布していますが、漁業者の意向を受け、近年は20mmの大型種苗の生産に力を入れています。

#### アユ

内水面では、重要種であるアユの放流事業に取り組んでいます。十分な防疫体制のもとで生産された健全種苗は、漁業者等により約2ヶ月間、体長約50mmから約80mmまで中間育成されたのち、筑後川や矢部川のほか、県内各河川へ放流されています。

#### 試験放流種

トラフグは、筑前海で試験放流を行い、移動生態や放流効果の調査を実施しています。また、資源管理の取組との連携も推進されています。

ヒラメは、筑前海で試験放流を行っています。

## 主要施策の展開

### (4) 養殖業の推進

本県では筑前海でカキ、ワカメ、有明海でノリ、豊前海でカキ、内水面ではコイなどの養殖が営まれています。豊前海などのカキ養殖、有明海のノリ養殖については持続的養殖生産確保法に基づく「漁場改善計画」が策定され、安全・安心な養殖生産、漁場の持続的利用を目指した養殖が行われています。また、海藻の一種であるフトモズク、真珠養殖など新たな養殖業の推進にも取り組んでいます。

#### ノリ養殖

ノリ養殖は有明海全域、筑前海(姪浜、加布里、志賀島)、豊前海(蓑島)で行われています。

有明海では、県が調査した水温、比重、栄養塩等の観測データを携帯電話等を利用したインターネットサービスにより漁業者へ迅速に情報提供するとともに、養殖技術に関する指導を行っています。また、新品種の開発、協業化の促進や共同利用施設の整備等、ノリ養殖の経営安定化や「福岡のり」ブランド化による販売競争力の強化に向けた施策を実施しています。



入札会(福岡県有明海海苔共販漁連)

筑前海、豊前海においても、海況等の情報提供や養殖技術の指導を行っています。

#### カキ養殖

カキ養殖は豊前海および筑前海の一部で行われています。特に豊前海は、県内の90%以上を生産する一大生産地であり、「豊前海一粒かき」の統一ブランド名は消費者に広く定着しています。主に宅配で販売されていますが、福岡市をはじめ都市圏でのPR活動を進め、さらなる販路の拡大を図っています。

筑前海では糸島漁協の「糸島かき」、福岡市漁協唐泊支所の「唐泊恵比須かき」が消費者に親しまれています。冬場になるとその場で焼いて食べられる「カキ小屋」が立ち並び、多くの人出で賑わっています。



豊前海一粒かき

それぞれの海区では、漁業者自らが漁場の利用方法や出荷の際の衛生管理を定めるとともに、衛生検査態勢を整備して安心・安全な養殖生産に努めており、県でもこれらの取組を積極的に支援しています。

## 主要施策の展開

### ワカメ養殖

ワカメ養殖は主に福岡湾や糸島方面で行われていますが、その生産量は天候や水温・栄養塩等の環境条件に大きく左右されます。

県では、生産量が安定するよう継続的な環境調査や生育状況調査を実施し、適切な養殖開始時期や病害等の情報を迅速に提供するとともに、養殖指導を行っています。

### コイ養殖

本県の内水面では、食用ゴイや錦ゴイの養殖が盛んに行われており、全国7位の生産県となっています。

県では養殖指導等を引き続いて行うとともに、農林水産まつりなどの各種イベントにおいて県産コイのPRを行うなど、消費拡大に務めています。

### フトモズク養殖

フトモズクは、西日本に分布する海藻で、本県では筑前海の水深1～2mの転石や岩に着生し、4～5月頃に収穫されます。一般に販売されているオキナワモズクに比べて、太く、喉ごしがよいのが特徴で、地元漁村では「そうめんのり」「そうめんな」などの名称で親しまれています。

県では、12年度から養殖技術の開発に着手し、養殖方法の改良や養殖適地について様々な試験を実施した結果、糸島半島の芥屋地先等で生産レベルに達することができました。

現在、生産の安定、養殖規模の拡大及び販路の確保に取り組み、通常流通しているモズクとは違う独特の食感を前面に出し、一般公募で選ばれたブランド名「博多もずく」としてブランド化を進めています。



博多もずく



販売イベントの様子

### 真珠養殖

県では、(株)ミキモト、九州大学と連携して、筑前海に生息する全国的に貴重な無病・純国産のアコヤガイを用いた真珠養殖の技術開発に取り組み、新宮町の相島で良質な大珠真珠が取れることを明らかにしました。この結果を受け、19年1月に県と新宮町、(株)ミキモトによる立地協定が締結され、平成19年度から(株)ミキモト博多真珠養殖が相島に進出し、本格的な真珠養殖を開始しました。今後は防疫体制を強化しつつ、真珠養殖業の拡大を図っていきます。(3ページ参照)

## 主要施策の展開

### (5) 漁場利用の合理化

県では、資源を維持管理し、合理的な漁場利用を図るため、海区漁業調整委員会や内水面漁場管理委員会と連携の上、計画的な漁業権免許や許可を行うとともに、適正操業の指導や取締による秩序維持を図っています。また、海洋レクリエーションと漁業の融和にも努めています。

19年度の大きな動きとして、全国的に潜水器による磯密漁等の悪質な違反が横行する中、違反防止と取締強化のため県漁業調整規則を改正し、無許可操業等の罰則を大幅に強化しました。また、漁場を守り、漁業取締体制を強化するため、取締船「しんぷう」の代船を建造しました。これらの取組により本県海域の一層の漁業秩序維持を図っていきます。

#### 漁業取締船「しんぷう」の竣工

19年9月、最高速力38ノット以上、最新の航海装置や取締機器を備えた漁業取締船「しんぷう」の代船が竣工し、近年、より高速化、巧妙化する密漁船への対策を強化しました。

特に、夜間取締では、暗視カメラ装置を用いて、これまでの数倍離れた距離から船をはっきり確認できるようになりました。このことによって、同じ巡視活動で、より広範囲を監視できるようになるなど、取締の効率が大幅に向上しました。また、違反船を発見したときには、高速を活かして急行することにより、逃走のチャンスを与えず検挙することができます。

県では、筑前海区には新型「しんぷう」のほか、「つくし」、「げんかい」、有明海区に「ありあけ」、豊前海区に「ぶぜん」の計5隻の漁業取締船および調査取締船を配備しています。20年度には、小型高速で機動力の高い「つくし」の代船建造も計画しており、「しんぷう」との連携による取締機能の一層の強化を図ります。



しんぷう

## 主要施策の展開

### 漁業取締

県独自での取締に加え、水産庁、海上保安部、県警察との連携を図るとともに、漁業者の自警組織との間のネットワークも充実強化し、密漁や漁業違反の防止に努めています。19年度は、特に、悪質な漁業関係法令違反を根絶するため、取締機関相互の迅速な情報交換や合同取締の実施等にも取り組みました。

19年度の主な検挙事例は、筑前海の小型いかつり漁船による無許可操業、アワビ・サザエなどを対象とした潜水器磯密漁、有明海ではアサリ殻長制限違反、豊前海では小型底びき網の操業期間の違反等があげられます。

また、主な指導事例は、筑前海では他県小型いかつり漁船や県内ごち網漁船の操業区域境界付近での操業、アワビ・サザエ等の採捕、有明海ではアサリ稚貝の採捕、豊前海では小型底びき網の禁止区域境界付近での操業等があげられます。

年度	検挙件数				指導件数			
	筑前	有明	豊前	計	筑前	有明	豊前	計
10	9	14	5	28	71	18	1	90
11	10	5	3	18	34	7	1	42
12	41	3	5	49	25	11	8	44
13	18	0	10	28	46	5	38	89
14	29	33	3	65	28	5	12	45
15	23	7	1	31	52	11	18	81
16	13	7	2	22	26	1	10	37
17	9	8	10	27	35	9	13	57
18	14	16	4	34	11	18	25	54
19	10	12	5	27	13	9	11	33

漁業取締の実績



大光力で違反操業する他県いかつり漁船

### 漁業調整

本県には3海区それぞれに漁業競合や漁業紛争の課題があり、県は関係者との話し合いはもとより、法的規制、資源や漁場利用の研究成果の活用など様々な手段で問題解決に取り組んでいます。

#### 対県漁業調整

筑前海では山口県との漁場境界問題、豊前海では周防灘三県の小型底びき網を始めとする入会海域の操業調整、有明海では佐賀県との間で農林水産大臣管轄漁場の漁場利用等、長年に渡る県間の漁業調整の課題があり、連合海区漁業調整委員会や関係県と継続して話し合いを行っています。

#### 区画漁業権漁場計画の策定

現行区画漁業権の免許が20年8月で終了するため、次期5年間の新たな区画漁場計画を策定しました。

## 主要施策の展開

筑前海では真珠、フトモズクといった新規養殖の進展、豊前海ではカキ養殖を主体とした漁場の有効利用、有明海ではノリ養殖に加えアサリ養殖の拡充を図り、持続的生産に取り組めます。

### 有明海ノリ漁場行使適正化

有明海では、長年にわたり、ノリ養殖を営んでいない者が漁場の配分を受け、実際に養殖を営む者（ノリ現業者）に賃貸するという不適正な漁場利用が行われていました。この問題を解決するため、15年度の区画漁業権免許切替より、ノリ現業者のみに対して漁場を配分することとしました。また、その後も通常5年間の免許期間を1年間に短縮して、漁業権行使規則の見直しや個人の漁場位置のデータベース化等、管理体制の整備を行いました。



ノリ養殖漁場

このような取組に平行して、ノリ現業者が主体となって、漁場をどのようにして公平に利用するか話し合いも進められ、19年度には、漁協ごと、個人ごとの漁場区域等を最終決定し、適正化の取組が完了しました。

今後は、不適正な漁場行使が再発することのないよう、実際にノリ養殖を営む者の手によって、より公正な漁場利用体制を整え、減柵や養殖施設配置の見直し等によって漁場を効率的に利用し、生産性の向上を図っていきます。

### 海洋レジャーとの調整

利用者の安全確保などのため、釣り船等を運行する遊漁船業者は、15年度から県への登録が必要になりました。20年3月末現在、県内の629業者が登録されています。登録にあたっては、利用者の安全確保と漁業等との漁場利用のトラブル防止のため、海や漁業のルール等に関する講習会の受講が義務づけられています。

さらに、県では漁業者と海洋レジャー関係者、学識経験者等からなる福岡県海面利用協議会を設置し、漁場や資源の利用をめぐる漁業と海洋レジャーとの間でのトラブル、ゴミ等の投棄といった問題の解決に努めています。

筑前海区では、漁業と遊漁との調整を図るため、海面利用協議会での協議を踏まえ、定置網周辺での釣



遊漁者にむけたパンフレット

## 主要施策の展開

りなどの水産生物の採捕や、特定の漁場における浮き流し釣りを、漁業調整委員会指示により禁止しています。19年度は禁止区域以外での浮き流し釣や水上バイクと漁業との競合が新たな課題となりました。

今後も漁業と海洋レジャーの融和に努めます。有明海区では、潮干狩客等に対し、アサリの殻長制限など具体的な海のルールや資源管理の大切さを伝えるパンフレットを配布し、県民への啓発活動にも努めています。

### 漁業調整委員会

漁業調整委員会は、漁業に関する問題を処理する独立の行政委員会であり、県が漁業権を免許する際に意見を述べるなど漁業調整において重要な役割を担っています。また、漁業調整や資源保護のため、必要がある場合は委員会指示により、漁具・漁法や水産動植物の採捕等について制限を行うことができます。

19年度は、筑前海区で「アサリ対象のポンプ使用漁法の禁止」など4件、有明海区で「じょれん及びふるいの目合の制限」など13件、豊前海区では「えむしこぎ漁業の操業制限」など2件、合計19件の指示を発動しました。

### 内水面漁場管理委員会

内水面漁場管理委員会は、内水面の漁業調整や水産動植物の増殖に関する事項などを担う行政委員会です。

19年度は区画漁業権の免許や漁業調整規則の改正等に関する審議、コイヘルペスウイルス病まん延防止や水産動植物の採捕禁止に関するものなど計4件の委員会指示、ブルーギルの駆除推進や共同漁業権の増殖目標の計2件の告示を行いました。

## (6) 国際協力の推進

共通の漁場を持つ西日本4県（福岡県、山口県、佐賀県、長崎県）と韓国南岸1市3道（慶尚南道、釜山広域市、全羅南道、済州島）とにおいて、操業紛争を未然に防止し、相互理解と友好を深めるため5年度から日韓海峡沿岸水産関係交流事業を実施しています。19年度は行政・研究機関による交流会議を長崎県で行うとともに、女性漁業者の親睦交流を慶尚南道で行いました。また、共同放流として長崎県でトラフグを放流しました。



日本と韓国の女性漁業者の親睦交流会議  
(韓国慶尚南道)